

小児慢性特定疾病対策部会	
R 5.7.10	資料 3

社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会

小児慢性特定疾病検討委員会の設置について

1 設置の趣旨

児童福祉法において「厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める」とこととされている「小児慢性特定疾病」及び小児慢性特定疾病ごとに定める「疾病の状態の程度」について、必要な議論を行うため、社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会に「小児慢性特定疾病検討委員会」を設置する。

2 小児慢性特定疾病検討委員会の審議事項

- (1) 小児慢性特定疾病について
- (2) 小児慢性特定疾病ごとに定める疾病の状態の程度について
- (3) その他

3 委員会の構成

委員会の委員は、小児医療における各疾患分野の有識者等から構成する。